

令和6年11月

飯田市議会第4回定例会議案

令和6年飯田市議会第4回定例会議案目次

(11月29日提出分)

議案第107号	副市長の選任について
議案第108号	教育委員会の委員の任命について
議案第109号	飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第110号	飯田市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
議案第111号	飯田市道の駅遠山郷条例の制定について
議案第112号	飯田市工場立地法準則条例の制定について
議案第113号	飯田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第114号	飯田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第115号	飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第116号	飯田市人形浄瑠璃（るり）施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第117号	基本構想の変更について
議案第118号	基本構想に基づいて定める基本計画の政策施策の体系を定めることについて
議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃木沢都市山村交流促進施設）
議案第120号	松川町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第121号	高森町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第122号	阿南町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第123号	阿智村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第124号	平谷村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第125号	根羽村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

議案第126号	下條村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第127号	売木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第128号	天龍村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第129号	泰阜村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第130号	喬木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第131号	豊丘村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第132号	大鹿村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市21世紀環境共生型モデル住宅）
議案第134号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市障害者生活ケアセンター）
議案第135号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市デイサービスセンター）
議案第136号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市特別養護老人ホーム）
議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市保健休養施設）
議案第138号	工事請負契約の一部変更について（橋りょう耐震整備事業橋梁（りょう）耐震整備工事）
議案第139号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市立動物園）
議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について（平成記念飯田子どもの森公園）
議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市旧飯田測候所）
議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市人形浄瑠璃（るり）施設）
議案第143号	令和6年度飯田市一般会計補正予算（第5号）案
議案第144号	令和6年度飯田市墓地事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第145号	令和6年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第146号	令和6年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第147号 令和6年度飯田市水道事業会計補正予算（第2号）案

議案第107号

副市長の選任について

下記の者を、飯田市副市長に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 高田 修

議案第108号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を、飯田市教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 麦島 真理子

議案第109号

飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例（案）

（飯田市有線テレビジョン放送施設条例の一部改正）

第1条 飯田市有線テレビジョン放送施設条例（平成17年飯田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5条に次の1項を加える。

- 2 令和7年4月以後の各月の施設の使用料の額は、第14条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に規定するとおりとする。

区分		使用料の額
チャンネルプラン3	受信設備1台	2,090円
	受信設備2台目以降1台当たり	1,650円
チャンネルプラン4		1,650円

（備考）

- 「チャンネルプラン3」とは、施設が受信する地上放送及び放送衛星放送の全部並びに市長が定める放送を利用することができるものをいう。
- 「チャンネルプラン4」とは、施設が受信する地上放送及び市長が定める放送を受信設備を設置せずに利用することができるものをいう。
- 受信設備を2台以上利用する場合の使用料は、1台分のみの月額使用料の額に、2台目以降1台当たりの月額使用料を、利用する受信設備の台数に応じて算出して得た額とする。

（飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部改正）

第2条 飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例（平成17年飯田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則中第5項を第6項とし、第4項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（使用料の特例）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 5 令和7年4月以後の各月の施設の使用料の額は、第13条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に規定するとおりとする。

区分		使用料の額
チャンネルプラン3	受信設備1台	2,090円
	受信設備2台目以降1台当たり	1,650円
受信設備を設置しない場合		1,100円

(備考)

- 1 「チャンネルプラン3」とは、施設が受信する地上放送及び放送衛星放送の全部並びに市長が定める放送を利用することができるものをいう。
- 2 受信設備を2台以上利用する場合の使用料は、1台分のみの月額使用料の額に、2台目以降1台当たりの月額使用料を、利用する受信設備の台数に応じて算出して得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第110号

飯田市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例（案）

飯田市特別養護老人ホーム条例（平成19年飯田市条例第18号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表特別養護老人ホーム飯田荘の項中「30人」を「40人」に改め、同表特別養護老人ホーム第二飯田荘の項中「50人」を「40人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第111号

飯田市道の駅遠山郷条例の制定について

飯田市道の駅遠山郷条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市道の駅遠山郷条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定により、飯田市道の駅遠山郷の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 道路利用者に良好で快適な場を提供するとともに、信州の南の玄関口からの観光案内及び情報発信による市民と来訪者の交流を促進し、併せて温泉施設の活用、農産物等の販売及び食の提供による地域振興に寄与するため、飯田市道の駅遠山郷（以下「施設」という。）を、飯田市南信濃和田456番地1に設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 指定管理施設（施設のうち、次条第1項第4号に規定する観光案内所以外のものをいう。以下同じ。）の管理は、指定管理者（法第244条の2第3項の規定により、指定管理施設の管理を行わせる者として市長が指定したものをいう。以下同じ。）に行わせる。

（開業時間及び休業日）

第4条 施設を利用できる時間（以下「開業時間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

- (1) 温泉施設 午前11時から午後9時まで
- (2) 物品販売施設 午前9時から午後6時まで
- (3) 食堂施設 午前11時から午後3時まで及び午後5時から午後9時まで
- (4) 観光案内所 午前9時から午後5時まで
- (5) 駐車場、公衆便所及び休憩所 終日

2 施設を利用できない日（以下「休業日」という。）は、前項第1号から第4号までに掲げるものについて、次の各号に定める日とする。

- (1) 木曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に該当する場合にあっては、当該日以後の最初の休日以外の日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、指定管理施設の開業時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に指定管理施設の開業時間若しくは休業日を定めることができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、観光案内所の開業時間若しくは休業日を変更し、又は

臨時に観光案内所の開業時間若しくは休業日を定めることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定管理施設の利用の許可に関する業務
- (2) 指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額、納付の方法及び還付の方法を定め、並びに利用料金を徴収し、又は減免する業務
- (3) 指定管理施設を利用する者の利便を図るため飲食物、物品等の販売を行う業務
- (4) 指定管理施設の建物、敷地及び設備の維持及び管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に指定する業務

(指定管理者の指定の手續等)

第6条 指定管理者の指定の手續等は、飯田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年飯田市条例第61号。第15条において「指定管理者指定手續等条例」という。）の規定によるものとする。

(利用の申請及び許可)

第7条 次に掲げる者は、指定管理者の定めるところにより申請をし、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

- (1) 温泉施設を利用しようとする者
- (2) 飲食物、物品等を販売すること又は集会、展示等を行うことを目的として指定管理施設を独占的に利用しようとする者

2 指定管理者は、利用許可に条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、指定管理施設利用者（利用許可を受けようとする者又は指定管理施設を利用する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用許可を与えず、又は利用許可を取り消し、若しくは指定管理施設の利用の停止を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 指定管理施設の建物、設備又は備品を汚損し、毀損し、若しくは滅失したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 前条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) この条例に違反したとき又はそのおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理施設の維持管理上不適当であるとき。

2 市長は、観光案内所を利用する者（以下「観光案内所利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、観光案内所の利用の停止を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 観光案内所の建物、設備又は備品を汚損し、毀損し、若しくは滅失したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) この条例に違反したとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、観光案内所の維持管理上不適当であるとき。

(利用料金)

第9条 利用許可を受けた第7条第1項各号に掲げる者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めたときは、直ちにこれを公表するものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の収受)

第11条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の還付)

第12条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 指定管理施設利用者の責めによらない事由により指定管理施設が利用できない場合
- (2) 利用許可を受けた者が、利用しようとする日前の指定管理者が定める日までに当該利用許可の取消しを申し出たことにより当該利用許可が取り消された場合において、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めた場合
(原状回復義務等)

第13条 指定管理施設利用者は、指定管理施設の利用が終了したとき又は第8条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは指定管理施設の利用の停止を命じられたときは、直ちに指定管理施設を利用前の状態に復さなければならない。

2 観光案内所利用者は、観光案内所の利用が終了したとき又は第8条第2項の規定により観光案内所の利用の停止を命じられたときは、直ちに観光案内所を利用前の状態に復さなければならない。

3 指定管理施設利用者及び観光案内所利用者は、その責めに帰すべき事由により施設を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、指定管理者（観光案内所利用者にあつては、市長）が指示するところにより、自己の負担により施設を利用前の状態に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第14条 指定管理施設利用者及び観光案内所利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の建物、設備又は備品を汚損し、毀損し、又は滅失しないこと。
- (2) 施設内において他者の利用を妨げる行為をしないこと。
- (3) 指定管理施設利用者にあつては、利用許可に係るもの以外の場所又は備品を使用しないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (5) 施設に銃砲刀剣類、爆発物その他の危険物を持ち込まないこと。
- (6) 指定管理者（観光案内所利用者にあつては、市長）の許可なく次に掲げる行為をしないこと。
 - ア 仮設工作物の設置その他施設の設置目的以外の目的での利用
 - イ 備品の施設の外への持ち出し
 - ウ 施設における広告物等の掲示又は配布
 - エ 物品の展示、販売等の収益事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上必要なものとして指定管理者（観光案内所にあつては、市長）が定める事項

(市長の管理)

第15条 市長は、指定管理者指定手続等条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理者による指定管理施設の管理の業務の全部の停止を命じたときその他指定管理者が存しないときは、指定管理者が指定管理施設を管理することができるようになるまでの間、第3条の規定にかかわらず、自ら指定管理施設を管理する。この場合において、この条例に規定する指定管理者の権限は全て市長の名において行使するものとする。

2 前項の場合において、指定管理施設利用者は、第9条第2項の規定により定められた利用料金の額又は周辺施設の利用料の額その他の事項を参酌して市長が規則で定める額を使用料として市に納付しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市長が規則で定める日から施行する。

(飯田市南信濃観光施設等条例の一部改正)

2 飯田市南信濃観光施設等条例（平成17年飯田市条例第93号）の一部を次のように改正する。
別表第1中

「

飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	飯田市南信濃木沢494番地1
飯田市南信濃地域農産物等活用型総合交流促進施設及び飯田市南信濃温泉交流施設	飯田市南信濃和田456番地1

」

を

「

飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	飯田市南信濃木沢494番地1
------------------	----------------

」

に改める。

別表第2中

「

飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	午前9時から午後8時まで
飯田市南信濃地域農産物等活用型総合交流促進施設及び飯田市南信濃温泉交流施設	午前10時から午後9時まで

」

を

「

飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	午前9時から午後8時まで
------------------	--------------

」

に改める。

別表第3中

「

飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯田市南信濃地域農産物等活用型総合交流 促進施設及び飯田市南信濃温泉交流施設	12月29日から翌年の1月3日までの日

」

を

「

飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	12月29日から翌年の1月3日までの日
------------------	---------------------

」

に改める。

議案第112号

飯田市工場立地法準則条例の制定について

飯田市工場立地法準則条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市工場立地法準則条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定により、法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）
A地区	1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域 2 都市計画法第4条第2項の都市計画区域のうち、同法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域 3 都市計画法第4条第2項の都市計画区域以外の区域	100分の10以上	100分の15以上
B地区	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の6以上	100分の10以上

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに

掲げる施設と重複する土地及び規則第3条の建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条の区域又は当該区域以外の区域（以下「その他区域」という。）のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同条の区域のうちいずれかの区域の敷地割合が最も高い場合にあっては当該区域に係る同条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、その他区域の敷地割合が最も高い場合にあっては同条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

(環境活動計画書の作成等)

第6条 法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）が義務付けられている者が、第3条の規定により緑地面積率及び環境施設面積率を法準則で定める割合よりも低い割合で緑地及び環境施設を整備する場合は、環境保全に寄与する取組を実施するよう努めなければならない。

2 前項の規定が適用される者は、同項の取組を実施するための計画書（以下「環境活動計画書」という。）を作成し、届出（法第6条第1項第2号又は第6号に規定する事項に係る変更によるものを除く。）と同時に、これを市長に提出しなければならない。

3 環境活動計画書の作成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(隣接する地方公共団体の長との協議)

第7条 特定工場の敷地が飯田市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、法準則の備考の1の2、同1の3及び同備考の3の規定は、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定について準用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる法準則の規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

備考1の2	0.2	A地区	0.1
		B地区	0.06
備考1の3	0.25	A地区	0.15
		B地区	0.1
備考3の1	0.2	A地区	0.1
		B地区	0.06
備考3の2	0.25	A地区	0.15

	B地区	0.1
--	-----	-----

議案第113号

飯田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例（案）

飯田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年飯田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第114号

飯田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市消防団条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市消防団条例の一部を改正する条例（案）

飯田市消防団条例（昭和31年飯田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「給与」を「報酬」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 報酬

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員に対し、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の年額報酬を支給する。

3 団員が災害現場への出動、警戒、訓練その他の消防事務に従事した場合は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の出動報酬を支給する。

4 報酬は、団員に任命された日の属する月から団員が退職した日の属する月までの期間について支給する。

5 団員の報酬を支給する日は、市長が別に定める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第12条関係）

区分		年額報酬の額
団長		50,000円
副団長		50,000円
分団長	本部分団長 分団長	48,000円
副分団長		43,000円
部長		39,000円
班長		39,000円
団員	基本団員 支援団員	36,500円

別表第2（第12条関係）

	区分	出動報酬の額
災害出動	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上6時間未満	6,000円
	6時間以上	8,000円
警戒出動	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上6時間未満	6,000円
	6時間以上	8,000円
訓練等出動	4時間未満	2,000円
	4時間以上	4,000円

- （備考）
- 1 この表において「災害出動」とは、火災、風水害その他の災害の現場への出動、捜索活動その他市長がこれらに相当するものとして別に定める消防事務に従事することをいう。
 - 2 この表において「警戒出動」とは、防災のための巡視その他市長がこれらに相当するものとして別に定める消防事務に従事することをいう。
 - 3 この表において「訓練等出動」とは、教育訓練、広報活動その他市長がこれらに相当するものとして別に定める消防事務に従事することをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年10月1日以後に団員が従事する消防事務から適用する。

議案第115号

飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例（平成24年飯田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法及び」を「法、」に改め、「（昭和32年政令第336号）」の次に「及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）」を加える。

第4条第1項第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第2号中「の土木工学科」を「において機械工学科若しくは電気工学科」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第8号中「水道に」を「水道等に」に、「もの」を「者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に改め、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「第1号又は第2号の規定による卒業をした者」を「第1号又は第2号の卒業者」に、「学校教育法による」を「学校教育法に基づく」に、「第1号の規定による卒業をした者」を「第1号の卒業者」に、「1年以上、第2号の規定による卒業をした者」を「2年以上、第2号の卒業者」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「もの」を「者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する

者に限る。）」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1項第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1項に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第2項を次のように改める。

2 簡易水道については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最

低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「もの」を「者」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「修めて卒業した」の次に「（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を加え、「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を削り、「を卒業した者については5年」を「の卒業者については5年」に、「を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を「の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「を卒業した者については9年」を「の卒業者については9年」に、「もの」を「者」に改め、同項第5号中「前条第1項第2号」を「前条第1項第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「後、それぞれ当該各号」の次に「の卒業者ごと」を加え、同項第6号中「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号の登録講習」を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2項中「前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」」を「前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」」に改め、「2分の1以上」と、「」の次に「同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と」を加える。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例第5条第1項第6号の講習を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

議案第116号

飯田市人形浄瑠璃^{るり}施設条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市人形浄瑠璃施設条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市人形浄瑠璃^{るり}施設条例の一部を改正する条例（案）

飯田市人形浄瑠璃施設条例（平成11年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中「、別表に規定する利用料金の額の範囲内において」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めたときは、直ちにこれを公表するものとする。

第17条第2項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯田市人形浄瑠璃施設条例の規定は、施行日以後に行われた利用の許可の申請に係る利用料金から適用し、施行日前に行われた利用の許可の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第117号

基本構想の変更について

基本構想の一部を次のように変更したいので、飯田市自治基本条例（平成18年飯田市条例第40号）第21条第1項及び飯田市議会の議決すべき事件を定める条例（平成18年飯田市条例第41号）第2条第1号の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

基本構想の一部を次のように変更する。

6(3)イ(ア)中「平成40年」を「令和10年」に、「平成57年」を「令和27年」に、「約96,000人」を「約92,000人」に改め、同イ(イ)を次のように改める。

(イ) 交流人口

令和4年の飯田市の休日滞在人口率（飯田市の国勢調査による対象人数に対する休日の14時に飯田市に滞在していた人数の割合）は1.05です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により交流の仕方が多様化したこと、リニア中央新幹線の開通・開業時期が不透明になったことから、休日滞在人口率を右肩上がりに上昇させることが困難な状況に鑑み、令和10年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準である1.10（令和元年の休日滞在人口率）まで引き上げることを目指します。

議案第118号

基本構想に基づいて定める基本計画の政策施策の体系を定めることについて

平成28年12月20日に議決を受けた基本構想である「いいだ未来デザイン2028」に基づいて基本計画の政策施策の体系を定めたいので、飯田市議会の議決すべき事件を定める条例（平成18年飯田市条例第41号）第2条第2号の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 基本構想に基づいて定める基本計画の名称 後期計画
- 2 政策施策の体系の構成 後期計画において、7の基本目標から成る基本的方向を定め、これに基づき各年度の事業を執行する。
- 3 基本的方向の期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 基本的方向の内容 次の各号に掲げる目標の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 基本目標1 市民が将来にわたり地域に誇りと愛着を持てるまちをつくる
 - ア 20地区の基本構想・基本計画の実現に向けて、地域のつながりを基盤にした持続可能なまちづくりの取組を支援します。
 - イ 地域の問題や関心事について、学習活動や実践活動など住民が主体的に課題解決に挑戦できる環境を整備し、地域を支える多様な人材の育成につなげます。
 - ウ 未来の担い手である子どもたちにとって「将来も住み続けたいまち」であるため、地域全体で子どもを育む様々な取組を行います。
 - エ 20地区がそれぞれの多様な地域資源を活用し、魅力ある地域づくりに取り組むことで、関係人口の創出・拡大から移住定住を目指す「20地区田舎へ還ろう戦略」を、地域と行政が協働して進めます。
 - オ 移住定住の推進に向けて、まちづくりの原動力となる若者に「選ばれる地域」となるための様々な取組を全市的に展開します。
 - カ ムトスの精神による市民活動の輪を広げ、市民活動団体やNPO法人等による市民や地域が元気になる取組を支援します。
 - キ 国籍、性別や世代などの違いによる多様な価値観を「豊かさ」として生かし、共に支え合い、共に生きるために、お互いに理解し合う場や、多様な活動を支援します。
 - ク 伝統文化や人形劇など文化の継承と発展、新たな文化を創造する集いの場としての文化会館の整備に向けた取組、生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。
 - ケ 歴史と魅力ある施設や空間を生かし、多様な主体と連携・協働しながら、りんご並木を軸としたまちの賑わいづくり、歩いて楽しめるまちなかづくりを進めます。
 - コ 市民や事業者と共に地域資源の価値を磨き、また、新たな魅力を創造し、共有・発信す

ることにより共感を広げ、市のブランド化や認知度の向上を図ります。

サ 20地区が行う地域振興等に係る取組に関し、デジタル技術を効果的に活用し、関係人口の創出・拡大を図ります。

(2) 基本目標 2 人がつながり助け合い、社会基盤を強化して安全・安心なまちをつくる

ア 安全・安心な暮らしの実現に向けて、人と人とのつながりを広めて「地域の力」を高めていくとともに、地域のことを地域で考える主体的なまちづくりを支援します。

イ 「自助」の大切さを市民一人一人が認識できる取組を進めます。

ウ 災害発生に備えた環境整備をはじめ、防災学習や地震被害想定調査結果を踏まえた対策の検討など公助の取組を更に推進します。

エ 地域とともにある消防団の組織体制を整備するとともに、消防力・防災力の維持・向上を図ります。

オ 安心して暮らすために、日常における市民の防犯意識の高揚をはじめとする犯罪被害防止の取組を進めます。

カ 安全・安心な暮らしを支える社会基盤の長寿命化と安全対策を計画的に進めるとともに、自然災害に備え防災・減災・強靱化を図ります。

キ 平時における動画等を活用した防災学習や大規模災害時に備えた防災DXに取り組みます。

(3) 基本目標 3 飯田で育ってよかった・育ててよかったと実感できるまちをつくる

ア こども・若者の意見を聴き、大人も一緒に考え、実現することで、自己有用感や自己肯定感を感じることができ、積極的に物事に関わろうとする文化、風土を醸成します。

イ 発達段階に応じて自然や文化・芸術に触れ、多様な人と関わる実体験や経験、地域との関わりを持ちながら、生涯にわたって、主体的に他者と協働しながら自らの未来を描き、その実現に向けて生き抜いていける力の基礎を育みます。

ウ 妊娠、出産、育児・子育ての心配や不安など個々のニーズに寄り添い、子育てに魅力を感じられるよう、継続した効果的な相談・支援に取り組みます。

エ 未来を見据えて地域の良さを生かしながら、全てのこどもにとって魅力ある学びの環境づくりを進めていきます。

オ 様々な困難を抱えるこども・若者やその家庭を誰一人取り残さず、その特性やニーズに応じた相談等に寄り添ったきめ細かな支援を途切れなく提供します。

カ こども・若者の健全な育成を実現するため、ライフステージにあわせた経済的（家計）支援に取り組みます。

キ 安心して利用できる公共施設や社会基盤の整備、通学路安全対策等をこどもの視点も取り入れて整備します。

ク 若者がこの地域に暮らしながら学びを深め、希望をかなえることができる環境の充実に取り組みます。

ケ こども・若者からの意見聴取や様々な子育て情報発信の手段として、デジタル技術の活用を推進します。

(4) 基本目標 4 自然と共に歩む豊かな循環型社会をつくる

ア 環境文化都市づくりプラットフォーム「うごくる。」を通じて環境文化都市の理念浸透や意識変革を市民に広く働きかけるとともに、地域資源を生かした環境学習を進めることで一人一人の行動変容を促します。

イ サーキュラーエコノミーへの移行を視野に入れ、3Rを更に推進するとともに、水などの循環利用の研究を進め、消費者、事業者に対しても新たな資源循環について理解が

深まるよう働きかけます。

ウ 2050年いいたゼロカーボンシティ実現に向けて、エネルギーの見える化を進め、エネルギーの効率的利用をはじめとした省エネルギーを促進するとともに、グリーン水素利活用の研究や地域産再生可能エネルギーの創出及び利活用を進めます。

エ ネイチャーポジティブの実現に向けて、生物多様性への理解を深め、地域の豊かな自然環境の保護及び利活用を進めます。

オ 一人一人の行動変容を促すため、エネルギーの見える化の研究や3Rの啓発に向けた情報発信にデジタル技術を活用します。

- (5) 基本目標5 誰もが多様な働き方で活躍でき、次世代につながる魅力ある産業をつくる
ア 地域の全ての産業を支える担い手を育成・確保するため、若者や親世代に地域産業の魅力を伝えるとともに、誰もが多様な働き方ができ、安心して働き続けられる環境づくりを支援します。

イ 地域産業の更なる成長に向け、企業の稼ぐ力を高めるため、大学等との連携を図り、地域産業の高付加価値化・ブランド化に取り組みます。また、次世代空モビリティ・水素分野をはじめとする新産業への取組と脱炭素社会の構築への挑戦を支援します。

ウ 南信州地域が旅の目的地となるように、多様な主体が参画した取組により遠山郷、天龍峡等への誘客を図ります。また、地域固有の風土、人々の営み等の地域の魅力や資源を活用して、サステナブルツーリズムを推進し、リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の開通を見据えて関係人口の創出・拡大に取り組みます。

エ 地域の産業において、域内生産・域内消費・域内発注・域内調達により地域からの所得の流出を低減するとともに、外部環境の影響を受けにくく環境負荷低減に寄与する地域内経済循環の取組を推進します。また、農業や林業が持つ多面的機能の理解を深め、豊富な資源や景観を活用する視点から、「農ある豊かな暮らし」を推進します。

オ リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の開通を見据えて産業用地等の整備を進め、地域の特性・強みを生かして企業・事務所機能等の誘致に取り組みます。また、脱炭素社会の構築への取組を進める企業の新規立地や拡張を支援します。

カ デジタル人材の育成と情報通信技術関連企業・人材の誘致・確保に取り組み、デジタル技術活用等により事業者の省力化と、生産性・サービス向上の促進を支援します。

- (6) 基本目標6 誰もが生涯を通じてその人らしく暮らすまちをつくる

ア 共に支え合い、助け合い、誰もが住み慣れた地域で暮らすことができる地域共生社会の実現を目指して、多様な主体と協働し、地域福祉を推進します。

イ 福祉課題を抱えた市民の孤立を防ぐため、多様な主体が連携して問題解決を目指す仕組みを構築し、世代や属性を超えた交流の場や個々のニーズに応じた居場所を整備するとともに、アウトリーチ等を通じた支援をします。

ウ 研修会や広報活動等を通じて、市民の障がいに対する正しい理解を深め、障がい者が安心して地域で生活し、社会参加できるよう、差別や虐待のないまちを目指します。

エ 全世代に向け自身の健康維持や健康増進の取組を推奨し、年代に応じた健康づくりの取組により、生活習慣病予防や重症化予防、歯周病予防及び将来の介護予防を推進します。

オ 高齢者が自分らしく充実した生活を目指し、健康づくりや介護予防、重度化防止に意欲的に取り組み、積極的に地域や社会で活躍するよう支援します。

カ 医療・介護サービスの提供体制を維持するため、担い手の確保や従事者の離職防止、関係団体との連携強化に取り組みます。

キ デジタル技術の活用により、市立診療所などの医療体制の充実を図ります。

(7) 基本目標7 リニア・三遠南信道時代に向けたまちの基盤をつくる

ア リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の開通を見据えた土地利用や景観のあり方を全市的な視点で検討を行うため、まずはリニア駅周辺及びその近郊における喫緊の課題から検討、見直しに取り組みます。

イ リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備効果を地域振興に活かすため、関連道路等の整備による広域的道路ネットワークの強化を図るとともに、リニア開業の遅延に関わらず選ばれ訪れたいくなるような地域の形成を目指した拠点間道路ネットワークの整備を推進します。

ウ リニア駅前広場の一部供用に向けた運営方法の検討を行うなど段階的な活用を目指し、関係機関との調整を図るとともに、関係者等の意向や環境影響に十分配慮しながらグリーンインフラの考え方を取り入れ、自然と調和した利便性の高いリニア駅前広場の整備を進めます。

エ リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の開通に向けた機運醸成を図るため、市民への適時適切な情報を発信します。

オ 次世代モビリティやデジタル技術を活用し、目的地へ円滑にいざなうことができるリニアからの二次交通の検討を進めるとともに、路線ごとの利用特性やニーズの把握を行い利用者が使いやすい持続可能な地域公共交通の構築に取り組みます。

議案第119号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃木沢都市山村交流促進施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市南信濃木沢都市山村交流促進施設
- 2 指定する団体の名称
木沢地区活性化推進協議会
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第120号

松川町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び松川町の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と松川町（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

カ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b 及び c 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡松川町元大島3823番地
乙 松川町
松川町長 北沢 秀公

議案第121号

高森町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び高森町の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と高森町（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

カ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b (a) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に改め、同 b (b) 中「総合連携計画における基幹路線である上市田線」を「公共交通計画における准基幹路線である乗合タクシー上市田線」に改め、同(ア) c (c) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡高森町下市田2183番地1
乙 高森町
高森町長 壬生 照玄

議案第122号

阿南町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び阿南町の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と阿南町（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

オ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b 及び c 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「阿南線並びに准基幹路線である売木線及び平岡線並びに」を「S0阿南線、准基幹路線であるS1温田線及び」に改め、「並びにJR飯田線に接続するバス路線である泰阜線」を削る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡阿南町東條58番地1
乙 阿南町
阿南町長 勝野 一成

議案第123号

阿智村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び阿智村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と阿智村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

オ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b (a) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に改め、同 b (b) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「駒場線（以下」を「W0 駒場線（以下」に改め、同 b (d) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「西部コミュニティバス（以下」を「W1 西部コミュニティバス（以下」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡阿智村駒場483番地
乙 阿智村
阿智村長 熊谷 秀樹

議案第124号

平谷村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び平谷村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と平谷村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

オ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b (a) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に改め、同 b (b) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「駒場線（以下」を「W0駒場線（以下」に、「西部コミュニティバス（以下」を「W1西部コミュニティバス（以下」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡平谷村354番地
乙 平谷村
平谷村長 西川 清海

議案第125号

根羽村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び根羽村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と根羽村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

オ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b (a) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に改め、同 b (b) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「駒場線（以下」を「W0 駒場線（以下」に、「西部コミュニティバス（以下」を「W1 西部コミュニティバス（以下」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡根羽村2131番地1
乙 根羽村
根羽村長 大久保 憲一

議案第126号

下條村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び下條村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と下條村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

オ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b 及び c 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「阿南線並びに准基幹路線である売木線及び平岡線並びに」を「S0阿南線、准基幹路線であるS1温田線及び」に改め、「並びにJR飯田線に接続するバス路線である泰阜線」を削る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡下條村睦沢8801番地1
乙 下條村
下條村長 金田 憲治

議案第127号

売木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び売木村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と売木村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

オ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b 及び c 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「阿南線並びに准基幹路線である売木線及び平岡線並びに」を「S0阿南線、准基幹路線であるS1温田線及び」に改め、「並びにJR飯田線に接続するバス路線である泰阜線」を削る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡売木村968番地1
乙 売木村
売木村長 清水 秀樹

議案第128号

天龍村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び天龍村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と天龍村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

オ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b 及び c 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「阿南線並びに准基幹路線である売木線及び平岡線」を「S0阿南線並びに准基幹路線であるS1温田線、E2平岡線及び乗合タクシー平岡線」に改め、「並びにJR飯田線に接続するバス路線である泰阜線」を削る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡天龍村平岡878番地
乙 天龍村
天龍村長 永嶺 誠一

議案第129号

泰阜村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び泰阜村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と泰阜村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

オ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b 及び c 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「阿南線並びに准基幹路線である売木線及び平岡線並びに」を「S0阿南線、准基幹路線であるS1温田線及び」に改め、「並びにJR飯田線に接続するバス路線である泰阜線」を削る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡泰阜村3236番地1
乙 泰阜村
泰阜村長 横前 明

議案第130号

喬木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び喬木村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と喬木村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

カ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b (a) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に改め、同 b (b) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「阿島循環線及び准基幹路線である遠山郷線（以下「阿島循環線」を「E 0 阿島線及び准基幹路線である E 1 遠山郷線（以下「阿島線」に改め、同 b (c) 中「阿島循環線」を「阿島線」に改め、同(ア) c 中「阿島循環線」を「阿島線」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡喬木村6664番地
乙 喬木村
喬木村長 市瀬 直史

議案第131号

豊丘村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び豊丘村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と豊丘村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

カ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b (a) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に改め、同 b (b) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「阿島循環線（以下「阿島循環線」を「E0阿島線（以下「阿島線」に改め、同(ア) c (a) 中「阿島循環線」を「阿島線」に改め、同 c (b) 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に改め、同号イ(ウ) 中「堀越まつたけ観光、交流センターだいちを交流拠点とする」を「観光拠点施設とよおか旅時間を交流拠点とする堀越まつたけ観光をはじめとした」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地
乙 豊丘村
豊丘村長 下平 喜隆

議案第132号

大鹿村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び大鹿村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と大鹿村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同条第1号エ(イ)中「環境モデル都市アクションプラン」を「飯田市環境基本計画」に改め、同号に次のように加える。

オ その他

消費生活センター運営事業の実施

(ア) 取組の内容

圏域住民の消費生活の安定及び向上を確保するため、甲が設置する飯田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の体制を強化し、甲又は乙の住民に係る消費生活相談の広域的な対応を行う。

(イ) 甲の役割

- a 消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費生活相談の充実及び甲の住民に対する啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 乙及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

- a 消費生活センターと連携を図り、乙の住民に対する消費生活相談の充実及び啓発活動を通じて被害を未然に防止するよう取り組む。
- b 甲及び関係他町村と協議の上、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。

第3条第2号ア(ア) a 中「南信州地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」を「南信州地域公共交通計画（以下「公共交通計画」に改め、同(ア) b 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に改め、同(ア) c 中「総合連携計画」を「公共交通計画」に、「大鹿線」を「M1大鹿線」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地

甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡大鹿村大字大河原354番地

乙 大鹿村
大鹿村長 熊谷 英俊

議案第133号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市21世紀環境共生型
モデル住宅）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市21世紀環境共生型モデル住宅
- 2 指定する団体の名称
株式会社R e t h i n k
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第134号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市障害者生活ケアセンター）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市障害者生活ケアセンター
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人あゆみ会
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第135号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市デイサービスセンター）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市中心部デイサービスセンター
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人あゆみ会
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第136号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市特別養護老人ホーム）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
特別養護老人ホーム第二飯田荘
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人アムノスの会
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第137号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市保健休養施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市保健休養施設
- 2 指定する団体の名称
飯田高原保健休養地管理組合
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第138号

工事請負契約の一部変更について（橋りょう耐震整備事業橋梁耐震整備工事）

令和5年飯田市議会第2回定例会において議案第66号として議決され、及び令和6年飯田市議会第1回定例会において議案第23号として議決を経た令和5年度橋りょう耐震整備事業橋梁耐震整備工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	272,591,000円	318,934,000円

議案第139号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市立動物園）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市立動物園
- 2 指定する団体の名称
株式会社R e t h i n k
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第140号

公の施設の指定管理者の指定について（平成記念飯田子どもの森公園）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
平成記念飯田子どもの森公園
- 2 指定する団体の名称
一般社団法人子どもの森ネットワーク
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第141号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市旧飯田測候所）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市旧飯田測候所
- 2 指定する団体の名称
リテラスプロジェクト
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第142号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市人形浄瑠璃施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

記

公の施設の名称	指定する団体の名称	指定の期間
飯田市今田人形の館	今田人形の館運営委員会	令和7年4月1日から
飯田市黒田人形浄瑠璃伝承館	黒田人形保存会	令和12年3月31日まで

令和6年度飯田市一般会計補正予算（第5号）案

令和6年度飯田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,023,361千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,428,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
9 地方特例交付金	
	1 地方特例交付金
10 地方交付税	
	1 地方交付税
12 分担金及び負担金	
	2 負担金
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	2 基金繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
20 諸収入	
	5 雑入
21 市債	
	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
520,000	43,276	563,276
481,000	43,276	524,276
11,900,000	181,025	12,081,025
11,900,000	181,025	12,081,025
260,442	920	261,362
256,025	920	256,945
9,511,623	429,752	9,941,375
5,024,994	423,121	5,448,115
4,467,903	6,631	4,474,534
3,326,195	217,055	3,543,250
2,075,730	155,547	2,231,277
969,112	61,508	1,030,620
475,998	4,016	480,014
475,998	4,016	480,014
2,997,878	2,759	3,000,637
2,945,064	2,759	2,947,823
599,204	45,184	644,388
599,204	45,184	644,388
2,244,462	19,674	2,264,136
518,476	19,674	538,150
5,874,700	79,700	5,954,400
5,874,700	79,700	5,954,400
55,405,483	1,023,361	56,428,844

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費
4 衛生費	1 保健衛生費 2 清掃費
6 農林水産業費	1 農業費 2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	2 道路橋りょう費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	3 中学校費 5 社会教育費 6 保健体育費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,958,161	25,899	7,984,060
6,993,185	5,899	6,999,084
528,235	20,000	548,235
17,405,776	798,954	18,204,730
8,189,250	279,227	8,468,477
8,218,254	490,082	8,708,336
998,272	29,645	1,027,917
5,829,194	112,642	5,941,836
4,589,136	109,642	4,698,778
1,240,058	3,000	1,243,058
1,401,388	8,508	1,409,896
835,862	8,008	843,870
565,526	500	566,026
3,255,270	0	3,255,270
3,255,270	0	3,255,270
5,715,457	21,000	5,736,457
2,761,419	21,000	2,782,419
1,398,533	7,171	1,405,704
1,398,533	7,171	1,405,704
6,213,946	49,187	6,263,133
925,542	4,780	930,322
1,928,625	12,307	1,940,932
1,202,552	32,100	1,234,652
55,405,483	1,023,361	56,428,844

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域振興住宅整備事業	千円 29,040
		地域交流センター管理費	2,497
		リニア駅周辺整備事業	123,118
6 農林水産業費	1 農業費	市単土地改良事業	5,000
		国土保全特別対策事業	8,000
	2 林業費	森林造成事業	7,500
		林道開設事業	48,708
		林道改良事業（補助）	60,170
8 土木費	2 道路橋りょう費	都市構造再編集中支援事業 （市街地整備）	27,929
		防災対策避難路整備事業	33,300
		市道改良事業	37,200
		道路メンテナンス事業	91,000
	3 河川費	河川自然災害防止事業	36,800
		排水路整備事業	7,000
	4 都市計画費	公園改修事業	7,000
10 教育費	5 社会教育費	恒川遺跡群保存活用事業（補助）	181,709

2 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全対策補助事業 （通学路緊急対策）	千円 71,980	千円 195,980

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
児童センター体育室空調機器 設置事業	令和6年度から令和7年度まで	千円 20,000
過年発生公共土木施設災害復旧 事業（橋りょう災害復旧事業）	令和6年度から令和7年度まで	250,000

第4表 地方債補正

1 変更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
道路橋りょう整備事業費	千円 957,700	千円 976,600
災害対策事業費	22,600	26,500
社会教育施設整備事業費	595,400	632,600
臨時財政対策債	80,000	99,700
計	5,874,700	5,954,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金	520,000	43,276	563,276
10 地方交付税	11,900,000	181,025	12,081,025
12 分担金及び負担金	260,442	920	261,362
14 国庫支出金	9,511,623	429,752	9,941,375
15 県支出金	3,326,195	217,055	3,543,250
17 寄附金	475,998	4,016	480,014
18 繰入金	2,997,878	2,759	3,000,637
19 繰越金	599,204	45,184	644,388
20 諸収入	2,244,462	19,674	2,264,136
21 市債	5,874,700	79,700	5,954,400
歳入合計	55,405,483	1,023,361	56,428,844

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	7,958,161	25,899	7,984,060
3 民生費	17,405,776	798,954	18,204,730
4 衛生費	5,829,194	112,642	5,941,836
6 農林水産業費	1,401,388	8,508	1,409,896
7 商工費	3,255,270	0	3,255,270
8 土木費	5,715,457	21,000	5,736,457
9 消防費	1,398,533	7,171	1,405,704
10 教育費	6,213,946	49,187	6,263,133
歳出合計	55,405,483	1,023,361	56,428,844

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		3,000	22,899
536,283		4,256	258,415
97,194		4,244	11,204
450			8,058
124		3,751	△3,875
	18,900		2,100
	3,900		3,271
	37,200	200	11,787
634,051	60,000	15,451	313,859

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金
(項) 1 地方特例交付金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金	520,000	43,276	563,276
1 地方特例交付金	481,000	43,276	524,276
1 地方特例交付金	481,000	43,276	524,276
10 地方交付税	11,900,000	181,025	12,081,025
1 地方交付税	11,900,000	181,025	12,081,025
1 地方交付税	11,900,000	181,025	12,081,025
12 分担金及び負担金	260,442	920	261,362
2 負担金	256,025	920	256,945
3 民生費負担金	161,678	920	162,598
14 国庫支出金	9,511,623	429,752	9,941,375
1 国庫負担金	5,024,994	423,121	5,448,115
3 民生費国庫負担金	4,524,636	330,249	4,854,885
4 衛生費国庫負担金	66,808	92,872	159,680
2 国庫補助金	4,467,903	6,631	4,474,534
3 民生費国庫補助金	617,511	4,840	622,351
4 衛生費国庫補助金	683,749	1,791	685,540

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金	7,169	住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金	7,169
3 定額減税減収補填特例交付金	36,107	定額減税減収補填特例交付金	36,107
1 地方交付税	181,025	普通交付税	181,025
7 医療給付費負担金	920	未熟児養育医療費負担金	920
3 障害者福祉費負担金	79,701	障害者自立支援給付費負担金	74,582
		障害者医療費負担金	645
		障害者医療費負担金（過年度分）	4,474
7 医療給付費負担金	1,840	未熟児養育医療費負担金	1,840
22 児童措置費負担金	2,904	児童手当負担金（過年度分）	2,904
25 民間保育所費負担金	213,925	民間保育所負担金	213,925
29 障害児支援費負担金	26,501	障害児入所給付費等負担金	26,501
31 生活保護費負担金	5,378	生活保護措置負担金（過年度分）	5,378
1 保健衛生総務費負担金	92,872	予防接種健康被害給付費負担金	92,872
3 障害者福祉費補助金	4,655	地域生活支援事業補助金	4,655
23 ひとり親家庭福祉費補助金	185	母子父子家庭自立支援給付金事業補助金	185
5 環境保全費補助金	1,791	循環型社会形成推進交付金	1,791

(款) 15 県支出金
 (項) 1 県負担金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
15 県支出金	3,326,195	217,055	3,543,250
1 県負担金	2,075,730	155,547	2,231,277
3 民生費県負担金	1,864,442	155,547	2,019,989
2 県補助金	969,112	61,508	1,030,620
3 民生費県補助金	547,310	58,403	605,713
4 衛生費県補助金	30,619	2,531	33,150
6 農林水産業費県補助金	338,628	450	339,078
7 商工費県補助金	14,904	124	15,028
17 寄附金	475,998	4,016	480,014
1 寄附金	475,998	4,016	480,014
2 総務費寄附金	452,000	3,000	455,000
3 民生費寄附金	118	577	695
4 衛生費寄附金	0	239	239
10 教育費寄附金	3,130	200	3,330
18 繰入金	2,997,878	2,759	3,000,637
2 基金繰入金	2,945,064	2,759	2,947,823

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
3	障害福祉費負担金	37,612	障害者自立支援給付費負担金	37,290
			障害者医療費負担金	322
7	医療給付費負担金	920	未熟児養育医療費負担金	920
25	民間保育所費負担金	103,765	民間保育所負担金	103,765
29	障害児支援費負担金	13,250	障害児通所給付費等負担金	13,250
3	障害者福祉費補助金	2,327	地域生活支援事業補助金	2,327
4	老人福祉費補助金	44,826	地域医療介護総合確保基金補助金	44,826
7	医療費給付費補助金	11,250	乳幼児医療費給付事業補助金	11,250
5	環境保全費補助金	2,531	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	2,531
22	林業振興費補助金	450	市町村森林整備支援事業補助金	450
4	観光費補助金	124	文化財保護費補助金	124
9	企画費寄附金	3,000	ふるさと寄附金	3,000
26	公立認定こども園費寄附金	577	公立認定こども園寄附金 明治安田生命保険相互会社松本支社から	577
1	保健衛生費寄附金	239	保健衛生費寄附金 明治安田生命保険相互会社松本支社から	239
58	歴史研究所寄附金	100	歴史研究所寄附金 谷口醸造株式会社から 株式会社八十二銀行から	100
61	保健体育費寄附金	100	保健体育振興寄附金 企業版ふるさと納税	100

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

款 項 目		補正前の額	補正額	計
18	2 1 基金繰入金	2,945,064	2,759	2,947,823
19	繰越金	599,204	45,184	644,388
	1 繰越金	599,204	45,184	644,388
	1 繰越金	599,204	45,184	644,388
20	諸収入	2,244,462	19,674	2,264,136
	5 雑入	518,476	19,674	538,150
	1 雑入	518,476	19,674	538,150
21	市債	5,874,700	79,700	5,954,400
	1 市債	5,874,700	79,700	5,954,400
	8 土木債	1,661,300	18,900	1,680,200
	9 消防債	150,700	3,900	154,600
	10 教育債	1,365,800	37,200	1,403,000
	16 臨時財政対策債	80,000	19,700	99,700
歳 入 合 計		55,405,483	1,023,361	56,428,844

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2	特定目的基金繰入金	2,759	特別養護老人ホーム基金繰入金	2,759
1	純繰越金	45,184	純繰越金	45,184
2	総務費雑入	11,918	県市町村振興協会市町村交付金	11,918
4	衛生費雑入	4,005	千代診療所雑入	4,005
7	商工費雑入	3,751	市民総合賠償補償保険等補てん金	3,751
23	道路新設改良事業債	18,900	地方道路等整備事業債	18,900
3	消防施設事業債	3,900	緊急防災・減災事業債	3,900
57	文化会館整備事業債	8,400	公共施設等適正管理推進事業債	8,400
63	社会体育学校開放事業債	28,800	脱炭素化推進事業債	28,800
1	臨時財政対策債	19,700	臨時財政対策債	19,700

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	7,958,161	25,899	7,984,060			3,000	22,899
1 総務管理費	6,993,185	5,899	6,999,084			3,000	2,899
1 総務管理費	1,991,790	2,794	1,994,584				2,794
22 災害支援費	5,025	3,105	8,130			3,000	105
						3,000	105
				(寄)ふるさと寄附金			3,000
2 徴税費	528,235	20,000	548,235				20,000
3 徴収費	58,618	20,000	78,618				20,000
							20,000
3 民生費	17,405,776	798,954	18,204,730	536,283		4,256	258,415
1 社会福祉費	8,189,250	279,227	8,468,477	178,657		3,679	96,891
3 障害者福祉費	2,216,097	172,151	2,388,248	119,821			52,330
				53,563			30,241
				(国)障害者自立支援給付費負担金		35,709	
				(県)障害者自立支援給付費負担金		17,854	
							19,438
				58,309			19,438
				(国)障害者自立支援給付費負担金		38,873	
				(県)障害者自立支援給付費負担金		19,436	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3	1	3				967			323
						(国)障害者医療費負担金 645 (県)障害者医療費負担金 322			
						6,982			2,328
						(国)地域生活支援事業補助金 4,655 (県)地域生活支援事業補助金 2,327			
		4 老人福祉費	2,593,369	52,496	2,645,865	44,826		2,759	4,911
								2,759	0
						(繰)特別養護老人ホーム 基金繰入金		2,759	4,911
						44,826			0
						(県)地域医療介護総合 確保基金補助金		44,826	
		7 医療費給付費	2,206,902	49,600	2,256,502	14,010		920	34,670
						11,250			33,750
						(県)乳幼児医療費給付事 業補助金		11,250	
						2,760		920	920
						(分)未熟児養育医療費負 担金 (国)未熟児養育医療費負 担金 (県)未熟児養育医療費負 担金		920 1,840 920	
		9 重層的支援体制整 備事業費	568,304	4,980	573,284				4,980
									4,980
		2 児童福祉費	8,218,254	490,082	8,708,336	357,626		577	131,879

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		就労継続支援B型給付費 就労定着支援給付費	58,359 281
		46総合支援医療給付事業費 01総合支援医療給付事業費 19 扶助費 療養介護医療給付費	1,290 1,290 1,290 1,290
		51障害者地域生活支援事業費 02障害者日常生活用具給付事業費 19 扶助費 身体障害児者日常生活用具給付費	9,310 9,310 9,310 9,310
12 委託料	4,911	10老人福祉一般経費 01老人福祉一般経費	52,496 2,759
14 工事請負費	2,759	14 工事請負費 施設改修工事費	2,759 2,759
18 負担金補助及び交付金	44,826	17上村デイサービスセンター運営事業費 12 委託料 指定管理業務委託料	4,911 4,911 4,911
		21地域医療介護総合確保基金補助事業費 18 負担金補助及び交付金 施設開設準備経費補助金 介護保険施設整備事業補助金	44,826 44,826 8,226 36,600
19 扶助費	49,600	14子ども医療費給付事業費 01子ども医療費給付事業費 19 扶助費 子ども医療費給付金	45,000 45,000 45,000 45,000
		22未熟児養育医療費給付事業費 01未熟児養育医療費給付事業費 19 扶助費 未熟児養育医療費給付金	4,600 4,600 4,600 4,600
22 償還金利子及び割引料	4,980	11包括的相談支援事業費 01生活困窮者自立支援事業費 22 償還金利子及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	4,980 4,980 4,980 4,980

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3	2	1 児童福祉総務費	156,604	1,700	158,304				1,700
									1,700
		2 児童措置費	1,650,754	1,747	1,652,501				1,747
									1,747
		3 ひとり親家庭福祉費	402,773	10,561	413,334	185			10,376
									722
						185			992
						(国)母子父子家庭自立支援給付金事業補助金			185
									8,662
		5 民間保育所費	3,647,487	408,720	4,056,207	317,690			91,030
						317,690			85,090
						(国)民間保育所負担金			213,925
(県)民間保育所負担金						103,765			
			5,940						
	6 公立認定こども園費	1,355,694	577	1,356,271			577	0	
							577	0	
					(寄)公立認定こども園寄附金			577	
	9 障害児支援費	428,763	64,828	493,591	39,751			25,077	
					39,751			25,077	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金利息及び割引料	1,700	10児童福祉一般経費 01児童福祉一般経費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	1,700 1,700 1,700 1,700
22 償還金利息及び割引料	1,747	15児童手当費 01児童手当費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	1,747 1,747 1,747 1,747
18 負担金補助及び交付金	247	10ひとり親家庭福祉一般経費 02母子生活支援施設措置費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	1,899 722 722 722
22 償還金利息及び割引料	10,314	03母子父子家庭自立支援給付事業費 18 負担金補助及び交付金 母子父子家庭高等技能訓練費給付金 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金 14児童扶養手当費 02児童扶養手当費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	1,177 247 247 930 930 8,662 8,662 8,662 8,662
18 負担金補助及び交付金	408,720	10民間保育所等運営費 01民間保育所等運営費 18 負担金補助及び交付金 民間保育所等運営費負担金 11民間保育所等特別保育事業費 03障がい児保育事業費 18 負担金補助及び交付金 障がい児保育事業補助金	402,780 402,780 402,780 402,780 5,940 5,940 5,940 5,940
10 需用費	577	11認定こども園保育費 01認定こども園保育費 10 需用費 消耗品費 印刷製本費	577 577 577 277 300
19 扶助費	53,003	10障害児支援費 01障害児通所支援費 19 扶助費	64,828 64,828 53,003

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
						特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
3	2	9				(国)障害児入所給付費等負担金	26,501			
						(県)障害児通所給付費等負担金	13,250			
			13	子育て世帯生活支援特別給付金給付費	0	1,949	1,949			1,949
								417		
								1,532		
	3	生活保護費	998,272	29,645	1,027,917				29,645	
		1	生活保護費	815,417	29,645	845,062				29,645
									29,645	
4	衛生費		5,829,194	112,642	5,941,836	97,194		4,244	11,204	
	1	保健衛生費	4,589,136	109,642	4,698,778	97,194		4,244	8,204	
		1	保健衛生総務費	2,774,687	4,390	2,779,077			4,005	385
								4,005	385	
						(諸)千代診療所雑入	4,005			
		2	母子保健事業費	455,871	239	456,110			239	0
								239	0	
						(寄)保健衛生費寄附金	239			
		3	成人保健事業費	435,659	95,783	531,442	92,872			2,911
						92,872			0	
						(国)予防接種健康被害給付費負担金	92,872			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金利息及び割引料	11,825	児童発達支援給付費 放課後等デイサービス給付費 サービス等利用計画作成給付費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	32,404 16,860 3,739 11,825 11,825
22 償還金利息及び割引料	1,949	10子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯分） 01子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯分） 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金 11子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分） 01子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分） 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	417 417 417 417 1,532 1,532 1,532 1,532
22 償還金利息及び割引料	29,645	11生活保護措置費 01生活保護措置費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	29,645 29,645 29,645 29,645
10 需用費	4,005	24診療所運営費 02千代診療所運営費	4,390 4,390
12 委託料	385	10 需用費 医薬材料費 12 委託料 システム改修業務委託料	4,005 4,005 385 385
17 備品購入費	239	11乳幼児保健事業費 02すこやか親子・子育て支援事業費 17 備品購入費 事業用備品購入費	239 239 239 239
19 扶助費	92,872	14高齢者予防接種事業費 01予防接種事業費	92,872 92,872
22 償還金利息及び割引料	2,911	19 扶助費 予防接種健康被害救済制度給付金 19風しん対策事業費	92,872 92,872 2,911

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
4	1	3							2,911
		5 環境保全費	502,368	9,230	511,598	4,322			4,908
						4,322			4,908
						(国)循環型社会形成推進 交付金		1,791	
						(県)合併処理浄化槽設置 整備事業補助金		2,531	
		2 清掃費	1,240,058	3,000	1,243,058				3,000
		1 清掃総務費	255,718	3,000	258,718				3,000
									3,000
6		農林水産業費	1,401,388	8,508	1,409,896	450			8,058
		1 農業費	835,862	8,008	843,870				8,008
		3 農政対策費	98,107	924	99,031				924
									924
		4 農業振興費	159,985	1,164	161,149				1,164
									1,164
		7 農地費	324,288	5,920	330,208				5,920
									5,920
		2 林業費	565,526	500	566,026	450			50
		2 林業振興費	480,029	500	480,529	450			50
						450			50
						(県)市町村森林整備支援 事業補助金		450	
7		商工費	3,255,270	0	3,255,270	124		3,751	△3,875

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		01風しん対策事業費	2,911
		22 償還金利子及び割引料	2,911
		過年度国庫支出金精算返還金	2,911
18 負担金補助及び交付金	9,230	20合併処理浄化槽整備事業費	9,230
		01合併処理浄化槽普及促進事業費	9,230
		18 負担金補助及び交付金	9,230
		合併処理浄化槽設置補助金	9,230
18 負担金補助及び交付金	3,000	10リサイクル推進費	3,000
		03生ごみ処理機器導入費補助事業費	3,000
		18 負担金補助及び交付金	3,000
		生ごみ処理機器導入費補助金	3,000
10 需用費	924	33元気な農村づくり推進事業費	924
		01元気な農村づくり推進事業費	924
		10 需用費	924
		修繕料	924
14 工事請負費	1,164	25持続的農業推進事業費	1,164
		04堆肥センター運営事業費	1,164
		14 工事請負費	1,164
		施設改修工事費	1,164
12 委託料	5,920	18市単土地改良事業費	5,920
		02農業施設維持補修事業費	5,920
		12 委託料	5,920
		水路清掃等業務委託料	5,920
12 委託料	500	27ふるさとの里山再生事業費	500
		02里山整備活動支援事業費	500
		12 委託料	500
		市町村森林整備支援事業委託料	500

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 1 商工費	3,255,270	0	3,255,270	124		3,751	△3,875
4 観光費	985,345	0	985,345	124		3,751	△3,875
						3,751	△3,751
				(諸)市民総合賠償補償保 険等補てん金 124		3,751	△124
				(県)文化財保護費補助金		124	
8 土木費	5,715,457	21,000	5,736,457		18,900		2,100
2 道路橋りょう費	2,761,419	21,000	2,782,419		18,900		2,100
3 道路新設改良費	1,662,242	21,000	1,683,242		18,900		2,100
					18,900		2,100
				(市)地方道路等整備事業 債		18,900	
9 消防費	1,398,533	7,171	1,405,704		3,900		3,271
1 消防費	1,398,533	7,171	1,405,704		3,900		3,271
3 消防施設費	133,178	3,190	136,368				3,190
							3,190
5 災害対策費	144,928	3,981	148,909		3,900		81
					3,900		81
				(市)緊急防災・減災事業 債		3,900	
10 教育費	6,213,946	49,187	6,263,133		37,200	200	11,787
3 中学校費	925,542	4,780	930,322				4,780
2 中学校教育振興費	343,853	4,780	348,633				4,780
							4,780
5 社会教育費	1,928,625	12,307	1,940,932		8,400	100	3,807
4 公民館費	545,986	765	546,751				765
							765

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		14天龍峡まちづくり支援事業費 06天龍峡活性化事業費 財源内訳補正	
		07名勝天龍峡整備事業費 財源内訳補正	
14 工事請負費	21,000	12道路改良事業費（単独） 06市道改良事業費 14 工事請負費 道路改良工事費	21,000 21,000 21,000 21,000
14 工事請負費	3,190	11消防施設整備事業費 05消防用施設整備事業費 14 工事請負費 防火水槽補修工事費	3,190 3,190 3,190 3,190
10 需用費	3,981	10災害対策一般経費 01災害対策一般経費 10 需用費 修繕料	3,981 3,981 3,981 3,981
18 負担金補助及び交付金	4,780	15校外活動支援事業費 01校外活動支援事業費 18 負担金補助及び交付金 校外活動参加奨励補助金	4,780 4,780 4,780 4,780
14 工事請負費	765	10公民館管理・運営費 01公民館管理・運営費	765 765

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10	5	4							
		7 文化会館費	314,370	11,442	325,812		8,400		3,042
							8,400		1,042
						(市)公共施設等適正管理 推進事業債		8,400	
									2,000
		8 歴史研究所費	62,731	100	62,831			100	0
								100	0
						(寄)歴史研究所寄附金		100	
	6	保健体育費	1,202,552	32,100	1,234,652		28,800	100	3,200
		1 保健体育総務費	26,857	100	26,957			100	0
								100	0
						(寄)保健体育振興寄附金		100	
		3 社会体育学校開放費	117,073	32,000	149,073		28,800		3,200
							28,800		3,200
						(市)脱炭素化推進事業債		28,800	
歳出合計			55,405,483	1,023,361	56,428,844	634,051	60,000	15,451	313,859

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		14 工事請負費 施設改修工事費	765 765
10 需用費	2,000	10文化会館管理費 03文化会館施設整備事業費	9,442 9,442
14 工事請負費	9,442	14 工事請負費 施設改修工事費	9,442 9,442
		13人形劇のまちづくり費 09地域人形劇センター管理費 10 需用費 修繕料	2,000 2,000 2,000 2,000
10 需用費	100	10歴史研究所管理費 01歴史研究所管理費 10 需用費 消耗品費	100 100 100 100
10 需用費	100	11スポーツ事業費 12文化・スポーツ活動体制整備事業費 10 需用費 消耗品費	100 100 100 100
14 工事請負費	32,000	11社会体育学校開放施設整備費 02社会体育学校開放施設整備費（単独） 14 工事請負費 学校開放施設整備工事費（単独）	32,000 32,000 32,000 32,000

附表 1

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
又は支出額の見込み及び令和6年度以降

事 項		限 度 額	令和6年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	児童センター体育室空調機器 設置事業	千円 0	年度	千円 0
補正後		20,000	6～7	20,000
補正前	過年発生公共土木施設災害復旧 事業（橋りょう災害復旧事業）	0		0
補正後		250,000	6～7	250,000

についての令和5年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書補正

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	18,000	0	2,000
0	0	0	0
150,050	89,900	0	10,050

附表2

地方債の令和4年度末における現在高
令和6年度末における現在高の見込み

区 分	令和6年度中増減見込み				
	令和6年度中起債見込額				
	繰越明許分	補正前の額	補正額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	1,304,800	5,546,000	60,000	5,606,000	6,910,800
(7) 土木	725,300	1,526,100	18,900	1,545,000	2,270,300
(9) 消防	19,100	150,700	3,900	154,600	173,700
(10) 教育		1,365,800	37,200	1,403,000	1,403,000
3. その他		80,000	19,700	99,700	99,700
(2) 臨時財政対策債		80,000	19,700	99,700	99,700
合 計	1,907,700	5,874,700	79,700	5,954,400	7,862,100

並びに令和5年度末及び
に関する調書補正

令和6年度末現在高見込額		
補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
23,343,349	60,000	23,403,349
7,495,122	18,900	7,514,022
1,337,893	3,900	1,341,793
5,169,171	37,200	5,206,371
15,075,332	19,700	15,095,032
14,930,857	19,700	14,950,557
40,518,552	79,700	40,598,252

令和 6 年度飯田市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 6 年度飯田市の墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,300 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
<p>3 繰入金</p>	<p>1 基金繰入金</p>
<p>歳入合計</p>	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
0	10,000	10,000
0	10,000	10,000
17,300	10,000	27,300

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
15,970	10,000	25,970
15,970	10,000	25,970
17,300	10,000	27,300

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
墓地造成事業	令和6年度から 令和7年度まで	千円 15,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	0	10,000	10,000
歳入合計	17,300	10,000	27,300

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	15,970	10,000	25,970
歳 出 合 計	17,300	10,000	27,300

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		10,000	0
		10,000	0

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	0	10,000	10,000
1 基金繰入金	0	10,000	10,000
1 基金繰入金	0	10,000	10,000
歳 入 合 計	17,300	10,000	27,300

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 墓地事業基金繰入金	10,000	墓地事業基金繰入金 10,000

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	15,970	10,000	25,970			10,000	0
1 総務管理費	15,970	10,000	25,970			10,000	0
2 墓地造成事業費	0	10,000	10,000			10,000	0
						10,000	0
				(繰)墓地事業基金繰入金			10,000
歳 出 合 計	17,300	10,000	27,300			10,000	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	10,000	10墓地造成事業費 10,000 01墓地造成事業費 10,000 14 工事請負費 10,000 西部霊園園内整備工事費 10,000

附表

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
又は支出額の見込み及び令和6年度以降

事 項		限 度 額	令和6年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	墓地造成事業	千円 0	年度	千円 0
補正後		15,000	6～7	15,000

についての令和5年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書補正

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	15,000	0

令和 6 年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 6 年度飯田市の介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 814,900 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 寄附金	
	1 寄附金
4 繰越金	
	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
0	500	500
0	500	500
17,100	4,100	21,200
17,100	4,100	21,200
810,300	4,600	814,900

歳 出

款	項
1 介護老人保健施設費	1 介護老人保健施設費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
809,769	4,600	814,369
809,769	4,600	814,369
810,300	4,600	814,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 寄附金	0	500	500
4 繰越金	17,100	4,100	21,200
歳入合計	810,300	4,600	814,900

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護老人保健施設費	809,769	4,600	814,369
歳 出 合 計	810,300	4,600	814,900

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		500	4,100
		500	4,100

2 歳 入

(款) 2 寄附金

(項) 1 寄附金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 寄附金	0	500	500
1 寄附金	0	500	500
1 老人保健施設費寄附金	0	500	500
4 繰越金	17,100	4,100	21,200
1 繰越金	17,100	4,100	21,200
1 繰越金	17,100	4,100	21,200
歳 入 合 計	810,300	4,600	814,900

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 老人保健施設寄附金	500	老人保健施設寄附金 匿名者から 500 500
1 純繰越金	4,100	純繰越金 4,100

3 歳 出

(款) 1 介護老人保健施設費

(項) 1 介護老人保健施設費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護老人保健施設費	809,769	4,600	814,369			500	4,100
1 介護老人保健施設費	809,769	4,600	814,369			500	4,100
2 介護老人保健施設 事業費	75,844	4,600	80,444			500	4,100
				(寄)老人保健施設寄附金			500
歳 出 合 計	810,300	4,600	814,900			500	4,100

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	4,600	10介護老人保健施設事業費 4,600 01施設事業費 4,600 10 需用費 4,600 消耗品費 500 賄材料費 4,100

令和6年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）案

第1条 令和6年度飯田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	14,363,800千円	200,000千円	14,563,800千円
第1項 医業収益	13,325,759千円	200,000千円	13,525,759千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	14,852,400千円	150,000千円	15,002,400千円
第1項 医業費用	14,721,692千円	150,000千円	14,871,692千円

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

令和6年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 病院事業収益			14,363,800	200,000	14,563,800	
	1 医業収益		13,325,759	200,000	13,525,759	
		1 入院収益	8,726,080	100,000	8,826,080	
		2 外来収益	3,743,050	100,000	3,843,050	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 病院事業費用			14,852,400	150,000	15,002,400	
	1 医業費用		14,721,692	150,000	14,871,692	
		2 材料費	3,431,829	150,000	3,581,829	

令和6年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

区 分	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 658,936	50,000	△ 608,936
小計	688,556	50,000	738,556
業務活動によるキャッシュ・フロー	664,508	50,000	714,508
資金増加額	△ 132,567	50,000	△ 82,567
資金期末残高	5,000,756	50,000	5,050,756

令和6年度飯田市水道事業会計補正予算（第2号）案

第1条 令和6年度飯田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度飯田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,929,100千円	10,000千円	1,939,100千円
第1項 営業費用	1,832,710千円	10,000千円	1,842,710千円
第2款 簡易水道事業費用	134,800千円	11,000千円	145,800千円
第1項 営業費用	129,566千円	11,000千円	140,566千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,004,200千円」を「1,018,481千円」に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額「148,889千円」を「148,893千円」に、減債積立金「72,691千円」を「86,968千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	2,187,200千円	14,281千円	2,201,481千円
第1項 建設改良費	1,676,561千円	14,281千円	1,690,842千円

第4条 予算第5条で定めた債務負担行為の追加を次のように定める。

事 項	期 間	限度額
入野・大瀬木配水池関連事業 (入野中継ポンプ場建設に伴う監理業務)	令和6年度から令和8年度まで	6,000千円

第5条 予算第9条で定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	176,572千円	13,717千円	190,289千円

令和6年11月29日提出

飯田市長 佐藤 健

令和6年度 飯田市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業費用		1,929,100	10,000	1,939,100	
	01	営業費用	1,832,710	10,000	1,842,710	
		01 原水及び浄水費	439,967	10,000	449,967	
02	簡易水道事業費用		134,800	11,000	145,800	
	01	営業費用	129,566	11,000	140,566	
		01 原水及び浄水費	47,452	11,000	58,452	

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業資本的支出		2,187,200	14,281	2,201,481	
	01	建設改良費	1,676,561	14,281	1,690,842	
		04 事務費	50,212	14,281	64,493	

令和6年度飯田市水道事業会計補正予算(第2号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

区 分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	180,732	△ 19,091	161,641
小計	1,052,319	△ 19,091	1,033,228
営業活動によるキャッシュ・フロー	961,834	△ 19,091	942,743
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 1,680,887	△ 14,277	△ 1,695,164
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,573,487	△ 14,277	△ 1,587,764
資金増減額	69,998	△ 33,368	36,630
資金期末残高	1,502,059	△ 33,368	1,468,691

令和6年度飯田市水道事業会計補正予算（第2号）給与費明細書

1 総括

(1) 常勤の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	14		56,238	34,089	90,327	18,396	108,723
	資本勘定支弁職員	8		30,515	18,099	48,614	10,134	58,748
	合計	22		86,753	52,188	138,941	28,530	167,471
補正前	損益勘定支弁職員	14		56,238	34,089	90,327	18,396	108,723
	資本勘定支弁職員	6		23,260	14,098	37,358	7,673	45,031
	合計	20		79,498	48,187	127,685	26,069	153,754
比較	損益勘定支弁職員	0		0	0	0	0	0
	資本勘定支弁職員	2		7,255	4,001	11,256	2,461	13,717
	合計	2		7,255	4,001	11,256	2,461	13,717

手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	3,186	1,043	15,849	13,207
	補正前	2,406	995	14,067	11,816
	比較	780	48	1,782	1,391

(2) (1)に係る給料及び職員手当の増額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	7,255	その他の増加分	7,255	職員異動等に係る増加分
手当	4,001	その他の増加分	4,001	職員異動等に係る増加分 (2) 扶養手当 780 (4) 通勤手当 48 (11) 期末手当 1,782 (12) 勤勉手当 1,391

2 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

(3) 級別職員数

区分	企業職			区分	企業職		
	級	職員数(人)	構成比(%)		級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年1月1日現在	9級			令和6年1月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級	2	9.1		6級	2	10.0
	5級	5	22.7		5級	3	15.0
	4級	5	22.7		4級	6	30.0
	3級	5	22.7		3級	5	25.0
	2級	3	13.7		2級	2	10.0
	1級	2	9.1		1級	2	10.0
計	22	100.0	計	20	100.0		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
企 業 職	主 事 技 師	指導主事 指導技師	主 査 技 査	係 長 専門主査 専門技査	課長補佐	課 長	局 長	局 長	局 長

債務負担行為

事 項	限 度 額	令和5年度末までの支払義務発生(見込)額	
		期 間	金 額
入野・大瀬木配水池関連事業 (入野中継ポンプ場建設工事に伴う監理業務) (令和6～8年度)	千円 6,000	年度 —	千円 0

に関する調書

令和6年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	水道事業 収 益	企業債	出資金	損益勘定 留保資金
年度	千円	千円	千円	千円	千円
6～8	6,000		3,900	1,300	800